

## 荒川 JCOB 会 規 約

平成 27 年 2 月 23 日 一部改正

- (名 称) 荒川 JCOB 会と称する。
- (目 的) 東京青年会議所荒川区委員会の活動を援助し、合わせてメンバー相互の親睦を図る。
- (資 格) 東京青年会議所荒川区委員会のOB・OGであること。
- (会 費) 年会費として壱万円、別に臨時会費を徴収することができる。  
上記を、当会の運営及び通信等に係る諸費用に充当する。  
なお、当該年度を基準に過去3年以上の年会費未納会員については、役員会の判断により各種案内等の配信を停止する。
- (年 度) 事業年度は、1月1日より12月31日とする。
- (役 員) 役員として会長(1名)・副会長(複数名)・代表幹事(1名)・幹事(複数名)を置く。  
会長は役員会が選任し、副会長・代表幹事・幹事の選任は会長に委任する。  
また、役員会の推薦により相談役(会長・副会長経験者)を置くことができる。
- (任期運営) 役員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。(前年度卒業生は、当該年度の幹事を務めるものとする。)  
また、相談役は名誉職とし、任期は定めないものとする。
- (事 務 局) 代表幹事宅に置く。
- (例 会) 年二回、開催する。
- (規約改正) 本規約に定めのない事項は役員会において決定し、会員の承認を受けるものとする。
- (慶 弔) 会員並びに現役会員において慶弔が生じた時は、下記により慶弔金・見舞金等を支給する。  
但し、該当は過去3年以上の年会費納入会員とし、対象外者は代表幹事が判断する。

### 記

本会員の死亡	金参万円+供花又は花輪
本会員の両親・配偶者・子息の死亡	供花又は花輪
本会員の一週間以上の入院(自己申告による)	金壱万円

現役会員本人・両親・配偶者・子息の死亡	供花又は花輪
現役卒業式	ブランデー1本

還暦、古希、喜寿、傘寿、米寿、卒寿、白寿を迎える会員を、総会懇親会時にお祝いをする。(※当日、会場に来られない会員は除く。)

その他 その他の慶弔については、役員会に諮り贈呈する。

- (附 則) 規約の一部改正は、総会の承認があった日(平成28年2月23日)から施行する。